

神奈川県労働局からのお知らせ

労働基準監督署やハローワークの手続きは オンライン申請をご活用ください

「電子政府の総合窓口（e-Gov：イーガブ）」の電子申請システムを利用すると、会社からインターネットを使って、24時間365日、いつでも手続きができます。詳しい方法は、次の窓口にご確認ください。

労働保険電子申請体験コーナーを設置

横浜南労働基準監督署労災課：電話045-211-7376

（横浜市中区北仲通5-57 横浜第二合同庁舎9階）

労働局：電話045-650-2803又は2864（6、7月のみ）

労働保険徴収課適用1、2係

（横浜市中区尾上町5-77-2馬車道ウエストビル9階）

デモンストレーション用の端末を設置しましたのでご利用ください。

主な申請

- 労働保険料を申告する……労働保険料申告書
- 会社を設立した……労働保険関係成立届
- 会社の名称、所在地を変更した……名称、所在地等変更届

神奈川県労働局 労働基準監督署・ハローワーク

監督署関係

- ・会社の設立
適用事業報告
- ・残業や休日出勤
時間外労働・休日労働に関する協定届
- ・就業規則の作成
就業規則（変更）届
- ・健康診断の実施
健康診断結果報告書
など

ハローワーク関係

- ・新たな社員の採用
雇用保険被保険者資格者取得届
- ・社員の退職
雇用保険被保険者資格喪失届
- ・社員の転勤
雇用保険被保険者転勤届
- ・社員の雇用の継続
高齢者雇用継続給付金支給申請書
育児休業給付金支給申請書
介護休業給付金支給申請書
など

労働基準関係の窓口 労働基準部監督課 045-211-7351
ハローワーク関係の窓口 職業安定部職業安定課継続給付係 045-650-2800

Q1 電子申請には電子証明書が必要と聞きましたが？

A1 初めて電子申請を行う場合には、電子証明書の取得が必要となります。

電子証明書は、「認証局」と呼ばれる発行機関から取得できます。官公庁のほか、民間の認証局もあります。

認証局によっては、証明する対象(個人・法人)が限られたり、対応可能手続が異なる場合もあります。詳しくは、e-Govウェブサイトの「認証局のご案内」を参照してください。

http://www.e-gov.go.jp/help/shinsei/flow/setup04/manu_certificate.html

Q2 電子証明書にマイナンバーカードが利用できると聞きましたが？

A2 マイナンバーカードを使うと、電子証明書の取得手数料がかかりません。

マイナンバーカードには、電子証明書が標準で搭載されていますので、無料で電子証明書を取得できます。

詳細はマイナンバーカード総合サイトを参照してください。

<https://www.kojinbango-card.go.jp/index.html>

法人であることの属性証明を有した電子証明書を取得していない法人事業主であっても、事業主個人あるいは同一企業内に属する事業主が指定する者のマイナンバーカードの電子証明書による申請が可能となっています。

(参考マニュアル)

○オンライン申請ガイドブック

<http://www.e-gov.go.jp/doc/pdf/guidebook.pdf>

○労働保険関係手続、雇用保険手続マニュアル

<http://www.mhlw.go.jp/sinsei/tetuzuki/e-gov/>